

# 第 2 編 資料

## 用語解説

### \* 1 GIGA スクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること。令和元年（2019年）に示され、令和5年度（2023年度）までに1人1台端末と高速通信ネットワークを整備する計画だったが、新型コロナウイルス感染症拡大を受けての緊急経済対策に伴い、令和2年（2020年）に閣議決定された補正予算により小・中学校への整備が前倒しされ、令和3年（2021年度）4月から本格運用されている。

### \* 2 インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に基づき、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組み。

### \* 3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定」（令和4年7月）が策定された。

それにともない、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について改正された。

#### \* 4 ICT

ICTはInformation and Communication Technology（情報通信技術）のことである。この点、「教育の情報化に関する手引」（令和2年6月追補版 文部科学省）では、情報通信技術の特長として、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にする、という点が挙げられ、また、その特長を生かして教育の質の向上を目指す「教育の情報化」の重要性を示している。

特別支援教育において、コンピュータ等の情報機器の活用により指導の効果を高める工夫をしたり、遠隔操作を可能にするなどの環境整備により学習できる機会の確保をしたりすることなどが求められていることは、特別支援学校学習指導要領に示すとおりである。

加えて、個々の身体機能や認知機能に応じて、きめ細かな技術的支援方策（アシスティブ・テクノロジー：Assistive Technology）を講じる必要性にも及んでいるところであり、特別支援学校学習指導要領の趣旨に留意する必要がある。

#### \* 5 重複障害児

重複障害児（者）とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。

しかし、教育課程を編成する上で、特別支援学校学習指導要領に示す規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてもよい。

なお、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について特別支援学校学習指導要領総則（小学部・中学部は第1章第8節、高等部は第1章第2節第8款）における「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」は、障害の状態等に応じた特別な教育課程の編成について規定するものであり、同学習指導要領解説（総則編）で示す各規定の適用の判断に際しての考え方についての理解を促すよう留意する必要がある。

## \* 6 点字の読み書きの学習

点字の読み書きの学習については、特別支援学校学習指導要領や特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおいて明文化されている。

①特別支援学校学習指導要領 第2章第1節第1款の1の(2)より  
(2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムより

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

(1) 各教科等の配慮事項と授業設計

3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。

## \* 7 触覚

触覚は、部分的・継時的である。触覚は聴覚と同じく、時間的特性に優れている。刺激の発生から認知までの時間が短く、いわば瞬間的といえるほどの刺激を継時的につなぎ合せてひとつのまとまった情報として読み取ることができる。

## \* 8 触察

視覚障害児の観察の中心は、触覚による観察（触察）となる。

触察は、触運動を基本にした探索と、指先から断片的に入ってくる情報をつなぎ合わせて頭の中に全体像を構築するというイメージの形成を連続して行うことで成り立つ。さらに、イメージは、言語として表出することで、他者に伝え記録することができる。こうしたことから、触察には、基本的・本質的なものをじっくりと時間をかけて触わり、確実なイメージと言語化が必要となる。

## \* 9 教科書

- ① 文部科学省の検定を経た教科用図書（検定教科用図書）
- ② ①を使用できない場合は
  - (1) 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書
    - ア 文部科学省著作教科書 視覚障害者用（点字版）  
（本書では、「著作教科書」）
    - イ 知的障害のある児童生徒の場合  
文部科学省著作教科書 知的障害者用（いわゆる、「星本」）
  - (2) 著作教科書以外の学校教育法附則 9 条に規定に基づく教科用図書（いわゆる、「一般図書」）
    - ア 著作教科書以外の点字出版所が発行する点字で編集された教科書
    - イ 検定教科用図書の文字、図形等を拡大して複製した教科用拡大図書
    - ウ 市販されている絵本など

以上、同一学年内では、児童生徒の障害の状態等により、検定教科用図書、著作教科書、一般図書、のいずれかを使用している。

特別支援学校（視覚障害）の義務教育段階である小学部・中学部の国語、社会、算数、数学、理科、英語、道徳で使用される点字版の教科書は、原典となる文部科学省検定教科用図書（以下、「原典教科書」という。）をもとに編集され、文部科学省著作の点字版の教科書（以下、「著作教科書」という。）として発行される。その他の教科や高等部の各科目で使用される点字版の教科書は、学校教育法附則第 9 条を根拠として発行されるものである。

著作教科書は、盲児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分に考慮した上で、原典教科書の内容に変更、差し替え、追加、削除などの編集が加えられ、発行されるものである。そのため、著作教科書は、原典教科書とは内容や構成が大きく異なる部分もある。なお、この編集作業は、文部科学省から委嘱された特別支援学校（視覚障害）の教員等による点字教科書編集協力者会議において行われる。

著作教科書を墨訳した本は発行されていないが、編集の方針や具体的な編集内容を詳細に記述した「点字教科書の編集資料」を文部科学省のウェブサイトで閲覧またはダウンロードすることができる。著作教科書を用いて授業を行う際には、教師はこの「点字教科書の編集資料」を事前によく読み込み、指導に当たる必要がある。なお、原典教科書は1冊であっても、著作教科書では10分冊以上になることがある。各分冊の内容を予め把握するためにも、教師は事前に「点字教科書の編集資料」を参考にしながら、原典教科書と著作教科書を照らし合わせ、原典教科書に著作教科書の分冊数（例えば1－3（1年3巻）など）やページ数をメモしておくとう便利である。

#### \* 10 触運動

触覚で情報を得ようとした場合、まったく手指を動かさずに事物に手指を触れさせただけでは、その事物の形状や表面の肌理などはかすかにしかとらえることができない。手指を事物に触れたままで動かす（運動する）ことによってはじめて、対象の事物をとらえることができる。

これが触運動知覚であり、能動的な知覚過程といえる。

#### \* 11 触読

触知によって文字を認識しながら、文章を読み進めることである。

#### \* 12 スライディングブロック

- ・方向性のある手の動きを引き出す教材
- ・粗大でまとまりのない動きである感覚遊びから、なめらかな目的的動きや遊びに意図的に誘発するための教材
- ・触運動の統制に欠かせない教材
- ・始点と終点の2点の空間を整理する。

\* 13 触運動の統制

- ・身体座標軸を基準として、横方向に平行にスライドする手の動きを獲得する。
- ・身体座標軸を基準として、点字を正確に読むために必要な左右の方向の腕や手の動きを獲得する。

\* 14 触空間

触覚的な手がかりを中心として形成される触覚的世界（触空間）

\* 15 身体座標軸

自分を基準とした前後、左右、上下の概念である。

\* 16 触読の特性

触知した部分しか認識できずに継時的に、短期記憶を積み重ねながら読み進めなければならないことや、例えば、数符、濁音符及び拗音符が先に表記されて文字を認識したり、初めに全体の構成を示した上で、その後の文書を校正したりすることなどがある。

\* 本書の著作権は、原則として文部科学省に帰属します。ただし、一部の図等の著作権は、それぞれの原作者が所有しています。

# 点字学習指導の手引

(令和5年改訂版)

---

2023年10月23日 第1版第1刷発行

著作権所有 文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行人 加藤 勝博

発行所 株式会社ジアース教育新社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-23 宗保第2ビル

TEL: 03-5282-7183 FAX: 03-5282-7892

URL: <https://www.kyoikushinsha.co.jp/>

表紙イラスト 森田 浩司

表紙デザイン 土屋図形株式会社

印刷・製本 三美印刷株式会社

Printed in Japan

ISBN 978-4-86371-671-1

○定価は表紙に表示してあります。

○乱丁・落丁はお取り替えいたします。(禁無断転載)